

船舶事故等調査報告書

平成22年12月16日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010神第202号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成22年7月5日 04時45分ごろ	
発生場所	阪神港堺泉北第2区 大阪府堺市堺航路第15号灯浮標から真方位108° 1,620m付近 (概位 北緯34° 35.0′ 東経135° 27.4)	
事故等調査の経過	平成22年9月24日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報		
船種船名、総トン数	砂利採取運搬船 第十八 ^{しんせい} 信正丸、499トン	
船舶番号、船舶所有者等	135554、信正海運有限会社	
乗組員等に関する情報	船長、四級海技士（航海）	
死傷者等	なし	
損傷	ビルジキール曲損	
事故等の経過	本船は、船長ほか4人が乗り組み、山砂約1,700tを積載し、船首約3.90m、船尾約5.30mの喫水で阪神港堺泉北第2区の岸壁に着岸作業中、平成22年7月5日04時45分ごろ、浅所に乗り揚げた。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 1、視界 良好 海象：潮汐 下げ潮の中央期	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし あり 本船は、阪神港堺泉北第2区の岸壁に着岸作業中、下げ潮時に満載状態であったことから、浅所に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が、阪神港堺泉北第2区の岸壁に着岸作業中、下げ潮時に満載状態であったため、浅所に乗り揚げたことにより発生したのと考えられる。	